

## 2. 発言要旨

### ○甲斐市公共下水道事業審議会

#### 委嘱状交付及び第1回公共下水道事業審議会

##### 1. 開式

(事務局)

- ・都市計画審議会に引き続きまして、ただいまから「甲斐市公共下水道事業審議会 委嘱状交付及び第1回審議会」を開催する。
- ・本日の審議会は、委員総数12名のうち8名の出席をいただいている。甲斐市公共下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の出席が認められたので、本日の会議が成立していることを報告する。
- 甲斐市公共下水道事業条例第3条の規定により、委嘱状交付を行う。任期は令和6年12月6日より令和8年12月5日までの2年間となる。

##### 2. 公営企業部長あいさつ

##### 3. 会長選任

- 甲斐市公共下水道事業審議会条例第5条第1項の規定により、会長は審議委員の互選により選任する。
- ・審議委員からの推挙がなかったため、事務局案として山口委員の選任を提案した。  
事務局案について山口委員より承諾を得て、他の審議委員からも承認されたため、山口委員が会長に選任された。

##### 4. 職務代理選任

- 甲斐市公共下水道事業審議会条例第5条第3項の規定により、会長の指定する委員がその職務を代理することとなっている。
- ・山口会長より、清水委員を指名された。  
清水委員より承諾を得たため、職務代理には清水委員が選任された。

##### 5. 会長あいさつ

##### 6. 案件

(事務局)

- ・甲斐市公共下水道事業審議会条例第6条第1項の規定により、審議会の議長は、会長が務めることとなっているので、ここからの議事進行は会長にお願いする。

(議長)

- ・それでは、案件①「社会資本総合整備計画及び循環型社会形成推進地域計画」の事後評価について、事務局から説明をお願いします。

●案件①「社会資本総合整備計画及び循環型社会形成推進地域計画」の事後評価について事務局から説明

(議長)

- ・事務局から説明が終了した。本案件について委員から質問などはあるか。

(委員)

- ・社会資本総合整備計画の耐震化について、旧竜王、旧敷島、旧双葉の各地区を比較して中長期的に偏りはあるか。

(事務局)

- ・基本的には広域的なすべてのエリアに対して均等に整備を進めるように計画している。広域避難所となる場所から山梨県の流域下水道管までの管渠を耐震化している。

(委員)

- ・循環型社会形成推進地域計画の中で、農業集落排水地域では後継者不足が心配されているが、農業集落の排水は今までのように推移できるのか。

(事務局)

- ・現在、農業集落排水を利用している方々から施設に関する不具合などの問い合わせはない。ただし、今後、農業集落排水の利用人口が減少するというのは間違いなく発生する事実である。この問題については、公営企業部にて今後の対応策を現在検討している。

(委員)

- ・山間地など公共下水道が利用できないところで、合併浄化槽を利用している地域も高齢化が進んでいるが、排水について問題はないのか。

(事務局)

- ・公共下水道の供用区域外については、市設置型の戸別合併処理浄化槽を設置している。この合併浄化槽では、問題なく排水処理を行うことができると考えている。

(委員)

- ・前回の下水道審議議会で諮問があった下水道料金の改定は、現在すでに実施しているのか。
- ・改定率はどれくらいか。

(事務局)

- ・下水道使用料は、令和6年4月から改定をした。改定率は30%増である。

(議長)

- ・他に意見はないか。ないようであれば、本案件は報告案件であるため、これにて案件を終了とする。

(委員一同)

- ・異議なし。

## 7. その他

(事務局)

- ・事務局から1点、事務連絡を行う。
- ・現在、甲斐市公共下水道事業の全体計画に雨水事業を追加した計画の策定を進めている。来年度、計画の素案等ができたところで審議会を開催し、審議委員の皆さまに説明する予定であるため、その際はよろしく願います。

## 8. 閉会

(事務局)

- ・以上で、令和6年度第1回甲斐市公共下水道事業審議会を終了する。本日は、甲斐市都市計画審議会に引き続き、長時間に渡りご協力いただき感謝申し上げます。

- 最後に挨拶を交わして閉会